

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【四半期会計期間】	第53期第3四半期（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	株式会社電算
【英訳名】	DENSAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 轟 一太
【本店の所在の場所】	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
【電話番号】	026-224-6666（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 丸山 沢水
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
【電話番号】	026-224-6666（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 丸山 沢水
【縦覧に供する場所】	株式会社電算東京支社 （東京都中央区新川一丁目28番25号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期 累計期間	第53期 第3四半期 累計期間	第52期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成29年4月1日 至平成29年12月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (千円)	8,399,109	8,550,524	14,799,774
経常利益又は経常損失 () (千円)	630,464	152,497	600,331
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 () (千円)	477,362	132,879	419,652
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,395,482	1,395,482	1,395,482
発行済株式総数 (株)	5,837,200	5,837,200	5,837,200
純資産額 (千円)	7,329,368	8,221,015	8,220,530
総資産額 (千円)	16,298,336	17,471,324	18,706,886
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 () (円)	86.77	24.02	76.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	23.96	76.08
1株当たり配当額 (円)	17.00	17.00	35.00
自己資本比率 (%)	44.8	46.9	43.8

回次	第52期 第3四半期 会計期間	第53期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日	自平成29年10月1日 至平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 () (円)	6.89	9.85

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。
4. 第52期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調が続きました。先行きにつきましては、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される一方、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等から、不透明な状況が続いております。

当社が属する情報サービス業界につきましては、企業の設備投資は緩やかに増加しているものの、ソフトウェア投資は概ね横ばいとなっています。

このような状況のもとで、当社は、総合行政情報システムをはじめとする市区町村向けの各種システムの新規顧客の開拓並びにシステムリプレイス、また、リース業向けのリース業務パッケージ、製造業向けの生産管理システム、流通業向けの販売管理システム、病院情報関連システム等の新規顧客獲得及びリプレイス、合わせてセキュリティ関連サービス及びデータセンターサービスの受注活動に注力いたしました。

当第3四半期累計期間におきましては、公共分野での国民健康保険制度改正対応、基幹系システムのリプレイス及び自治体クラウドの推進により注目され導入が進んでいる共同利用型システムの提供、また、産業分野での生産管理システム、リース業務パッケージシステム及び電子カルテシステム等の医療福祉関連システムの導入や保守等により売上を確保しました。また、営業利益、経常利益、四半期純利益につきましては、研究開発費が前年同期と比較し減少したことで増益となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は8,550百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は154百万円（前年同期は648百万円の営業損失）、経常利益は152百万円（前年同期は630百万円の経常損失）及び四半期純利益は132百万円（前年同期は477百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

< 公共分野 >

定例業務である住民税・国民健康保険・固定資産税・介護保険等の受託処理及び総合行政情報システム等のシステム保守のほか、国保情報集約システムとの連携に係る国民健康保険システム改修（制度改正対応）、基幹系システムのリプレイスや保守及び戸籍・財務・証明書コンビニ交付等の共同利用型システムの提供等により売上を確保し、前年同期と比べ増収となりました。また、利益につきましては、研究開発費が減少したこと等により、前年同期と比べ増益となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は6,183百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は196百万円（前年同期は501百万円の営業損失）となりました。

< 産業分野 >

定例業務である口座振替、給与計算等の受託計算処理、インターネット接続サービス、リース業務パッケージ保守及び民間企業向けデータセンターサービス提供のほか、生産管理システムの開発・導入、リース業務パッケージシステムの開発・導入、ビッグデータ共有システムの受注開発及び電子カルテシステムの提供等で売上・利益を確保し、営業損失を計上しているものの前年同期と比べると増収増益となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,366百万円（前年同期比3.5%増）、営業損失は42百万円（前年同期は161百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して1,235百万円減少し、17,471百万円となりました。これは主に、現金及び預金が274百万円、仕掛金が229百万円及びソフトウェア仮勘定が1,228百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が3,010百万円減少したことによるものです。

負債は前事業年度末と比較して1,236百万円減少し、9,250百万円となりました。これは主に、短期借入金が410百万円増加したものの、買掛金が1,255百万円及び賞与引当金が327百万円減少したことによるものです。

また、純資産は前事業年度末と比較して大きな変動はなく、8,221百万円となりました。ただし内訳では、期末配当及び中間配当により193百万円減少したものの、四半期純利益により132百万円増加したこと及び自己株式の減少により44百万円増加しております。

なお、自己資本比率は、46.9%（前事業年度末43.8%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、平成26年10月30日開催の取締役会の決議により当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を1年とし、また社外取締役及び社外監査役のうち5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会の決議及び平成27年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）を継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の ないし のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します（なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができます。）。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、これにより、本プランの有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会の終結時までであります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ndensan.co.jp/ir/press.html>）に掲載の平成27年5月27日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、183百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社の生産は、サービスメニューごとの規模等により作業手順、作業時間、工程管理等が異なります。さらに、受注形態も個別かつ多岐にわたっている上に完成後直ちに顧客へ引き渡しており、生産実績は販売実績とほぼ一致しているため記載をしておりません。

受注状況

当第3四半期累計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
公共分野	4,802,681	90.9	5,750,646	104.6
産業分野	3,044,539	123.9	2,907,443	111.9
合計	7,847,220	101.4	8,658,089	106.9

なお、当第3四半期累計期間の受注状況を業務の種類別に示すと、次のとおりであります。

業務の種類別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
情報処理・通信サービス	979,876	112.1	1,473,577	113.2
ソフトウェア開発・ システム提供サービス	3,587,285	140.6	4,126,247	143.5
システム機器販売等	2,027,807	62.6	1,159,912	46.4
その他関連サービス	1,252,250	116.6	1,898,351	133.9
合計	7,847,220	101.4	8,658,089	106.9

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記受注残高のうち、当事業年度内に売上計上が予定されている金額は4,597,595千円であります。

販売実績

当第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
公共分野	6,183,986	101.2
産業分野	2,366,537	103.5
合計	8,550,524	101.8

なお、当第3四半期累計期間の販売実績を業務の種類別に示すと、次のとおりであります。

業務の種類別	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
情報処理・通信サービス	2,119,172	98.3
ソフトウェア開発・ システム提供サービス	3,435,914	94.2
システム機器販売等	1,556,690	126.1
その他関連サービス	1,438,747	105.6
合計	8,550,524	101.8

(注) 1. 前第3四半期累計期間及び当第3四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 前第3四半期累計期間及び当第3四半期累計期間の輸出高の総額及び販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出割合は、輸出を行っていないため、記載していません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(7) 主要な設備の状況

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

計画の変更

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (長野県長野市)	全社	次世代型クラウドサービス 基盤用ストレージ増設	54,053	13,370	自己資金	平成29年 7月	平成30年 3月 (注1)	増加能力の測 定不能
本社 (長野県長野市)	全社	Reams/SaaS基盤用サーバ増 設	16,280	10,380	自己資金	平成29年 7月	平成30年 3月 (注2)	増加能力の測 定不能
本社 (長野県長野市)	全社	監視カメラ及びモニター設 置(注3)	2,759 (注3)	2,759	自己資金	平成29年 9月	平成29年 10月 (注3)	増加能力の測 定不能

(注) 1. 当初の計画に比べ、完了予定年月が6か月延期となりました。

2. 当初の計画に比べ、完了予定年月が7か月延期となりました。

3. 計画中であった本社ビルセキュリティゲート設置工事については、計画の見直しにより休止し、監視カメラ及びモニター設置による対応に変更しております。これにより、本社ビルセキュリティゲート設置工事で当初予定していた投資予定総額が12,500千円から2,759千円となりました。なお、当該設備投資は、平成29年10月に完了しております。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の当第3四半期会計期間末における、総資産に占める有利子負債(リース債務は除く)は29.7%になっており、前事業年度末と比較して比率が2.4ポイント増加しております。今後も、営業活動によるキャッシュ・フローにより有利子負債の削減を進めてまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,837,200	5,837,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	5,837,200	5,837,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	-	5,837,200	-	1,395,482	-	1,044,925

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 291,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,544,400	55,444	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	5,837,200	-	-
総株主の議決権	-	55,444	-

(注)「電算従業員持株会専用信託」の信託財産(所有名義「野村信託銀行株式会社(信託口)」)400株(議決権の数4個)は、会計処理上、自己株式として扱っておりますが、当該株式は、電算従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社電算	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6	291,800	-	291,800	5.00
計	-	291,800	-	291,800	5.00

(注)「電算従業員持株会専用信託」の信託財産(所有名義「野村信託銀行株式会社(信託口)」)400株(議決権の数4個)は、会計処理上、自己株式として扱っておりますが、当該株式は、電算従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	3.1%
利益基準	24.5%
利益剰余金基準	0.4%

利益基準は一時的な要因で高くなっておりますが、重要性はないものと認識しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,230,731	1,505,561
受取手形及び売掛金	5,133,941	2,123,186
商品	200,319	420,705
仕掛品	100,744	330,633
原材料及び貯蔵品	28,592	28,305
その他	1,417,790	1,308,367
貸倒引当金	178	166
流動資産合計	8,111,942	5,716,593
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,646,570	4,506,751
土地	1,732,845	1,732,845
その他(純額)	441,094	422,291
有形固定資産合計	6,820,510	6,661,889
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	2,481,400	3,710,199
その他	166,672	286,529
無形固定資産合計	2,648,073	3,996,728
投資その他の資産		
その他	1,137,113	1,106,723
貸倒引当金	10,753	10,609
投資その他の資産合計	1,126,360	1,096,113
固定資産合計	10,594,944	11,754,731
資産合計	18,706,886	17,471,324

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,849,452	594,323
短期借入金	3,402,000	3,812,000
1年内返済予定の長期借入金	411,620	336,960
未払法人税等	200,415	-
賞与引当金	666,707	338,769
製品保証引当金	2,713	2,640
その他	972,522	1,281,313
流動負債合計	7,505,430	6,366,007
固定負債		
長期借入金	1,295,060	1,032,480
退職給付引当金	1,229,294	1,281,734
資産除去債務	405	405
その他	456,166	569,682
固定負債合計	2,980,926	2,884,302
負債合計	10,486,356	9,250,309
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,395,482	1,395,482
資本剰余金	1,079,443	1,091,560
利益剰余金	6,390,610	6,330,015
自己株式	684,390	639,851
株主資本合計	8,181,145	8,177,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,094	9,518
評価・換算差額等合計	5,094	9,518
新株予約権	34,290	34,290
純資産合計	8,220,530	8,221,015
負債純資産合計	18,706,886	17,471,324

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	8,399,109	8,550,524
売上原価	5,291,981	5,869,163
売上総利益	3,107,128	2,681,361
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	848,836	866,968
賞与引当金繰入額	110,842	116,227
研究開発費	1,499,903	183,780
貸倒引当金繰入額	137	13
その他	1,295,842	1,359,837
販売費及び一般管理費合計	3,755,562	2,526,800
営業利益又は営業損失()	648,433	154,560
営業外収益		
受取利息	202	147
受取配当金	7,586	8,128
助成金収入	18,170	-
為替差益	532	106
受取報奨金	-	3,000
その他	4,364	3,594
営業外収益合計	30,856	14,976
営業外費用		
支払利息	11,557	13,934
新株予約権発行費	643	-
その他	685	3,104
営業外費用合計	12,887	17,038
経常利益又は経常損失()	630,464	152,497
特別利益		
投資有価証券売却益	608	3,053
訴訟関連債務戻入益	-	27,405
特別利益合計	608	30,458
特別損失		
固定資産除却損	12,493	3,566
特別損失合計	12,493	3,566
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	642,348	179,389
法人税、住民税及び事業税	9,890	11,589
法人税等調整額	174,875	34,921
法人税等合計	164,985	46,510
四半期純利益又は四半期純損失()	477,362	132,879

【注記事項】

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、従業員に対して当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」という。)の導入を決議いたしました。

本プランは、「電算従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「電算従業員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済いたします。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

従持信託における帳簿価額は前事業年度45,348千円、当第3四半期会計期間734千円であります。

従持信託が所有する当社株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前第3四半期累計期間28千株、当第3四半期累計期間400株であり、期中平均株式数は、前第3四半期累計期間43千株、当第3四半期累計期間13千株であります。

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期貸借対照表関係)

債務保証

以下のとおり、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
電算共済会	60,000千円	50,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
減価償却費	396,422千円	378,767千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	127,544	23	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	94,271	17	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(注) 1. 平成28年5月13日決議の配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式56千株に対する配当金1,297千円を含んでおります。

2. 平成28年10月28日決議の配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式39千株に対する配当金671千円を含んでおります。

当第3四半期累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	99,817	18	平成29年3月31日	平成29年6月12日	利益剰余金
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	94,271	17	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

(注) 1. 平成29年5月15日決議の配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式24千株に対する配当金444千円を含んでおります。

2. 平成29年10月30日決議の配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式10千株に対する配当金170千円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	公共分野	産業分野	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,113,293	2,285,816	8,399,109	-	8,399,109
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,113,293	2,285,816	8,399,109	-	8,399,109
セグメント損失()	501,190	161,274	662,465	14,031	648,433

(注)1. セグメント損失の調整額14,031千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

第1四半期会計期間に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期累計期間のセグメント損失に与える影響額は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	公共分野	産業分野	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,183,986	2,366,537	8,550,524	-	8,550,524
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,183,986	2,366,537	8,550,524	-	8,550,524
セグメント利益又は損失()	196,737	42,205	154,531	28	154,560

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額28千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	86円77銭	24円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	477,362	132,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	477,362	132,879
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,501	5,531
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	23円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	14
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 従持信託が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期累計期間43千株、当第3四半期累計期間13千株)。

2. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 94,271千円
(ロ) 1株当たりの金額 17円
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成29年12月4日

(注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行いました。

2. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式10千株に対する配当金170千円を含んでおります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社電算

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社電算の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社電算の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。